漁港の維持、保全及び運営に関する計画の未策定

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 環境農林水産部　水産課 | 大阪府漁港管理条例において、府が管理する漁港施設の維持、保全及び運営に関する計画を毎年度定めると規定されているが、計画が策定されていなかった。 | 検出事項について、速やかに是正措置を講じられたい。【大阪府漁港管理条例】(漁港施設の維持運営)第３条　知事は、府が管理する漁港施設(以下「府漁港施設」という。)のうち、基本施設、輸送施設及び漁港施設用地(公共施設用地に限る。)につき、毎年度その維持、保全及び運営に関する計画を定めるものとする。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和７年６月２日から同年８月28日まで）